

## ○競技会への公務参加の基準等について

平成11年9月28日

山口警務第1292号

### 第1 公務参加の基準

所属長は、公的団体又は全国規模の競技団体（以下「競技団体」という。）が主催し、又は共催する競技会のうち、次に掲げる基準に合致したものについては、第2に規定する職員を公務として参加させることができる。

- (1) 都道府県レベル以上の競技会又は当該競技会に係る予選競技会であること。
- (2) 国内で行われること。
- (3) 次に掲げる競技種目であること。

ア 柔道

イ 剣道

ウ 射撃

エ ロードレース

オ 二輪車によるトライアル競技

### 第2 公務参加の対象となる職員

第1に規定する競技会に公務として参加することができる職員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 柔道、剣道、拳銃若しくは駅伝の特別訓練員に指名された職員又は警察本部長により当該訓練員と同等以上の実力を有すると認められた職員
- (2) 自動二輪車を用いて災害救助活動又は交通指導取締り活動に従事する職員
- (3) 監督及びコーチ（以下「監督等」という。）の同行が競技会への参加条件とされている場合における監督等として同行する職員

### 第3 参加手続等

- 1 所属長は、第2に規定する職員が第1に規定する競技会に参加するときは、職務命令により参加させるとともに、当該参加が旅行を伴うときは、旅行命令により参加させるものとする。この場合において、所属長は、警務部教養課長を経て、警察本部長の承認を得なければならない。
- 2 参加に係る旅費については、原則として、県費をもって充てることとする（競技団体が旅費を負担する場合を除く。）。

### 第4 その他

- 1 所属長は、第2に規定する職員が第1に規定する競技会に参加し、災害を受けたときは、速やかに、災害発生状況を警務部警務課に報告の上、「公務災害等補償事務取扱要綱の制定について（例規通達）」（昭和61年7月15日付け山口警務第817号）に規定する手続にしたがい公務災害認定請求手続を行わなければならない。

- 2 所属長は、職員が第1の規定に該当しない競技会に参加するときは、年次有給休暇を取得させて参加させることとする。
- 3 所属長は、職員が国民スポーツ大会又は当該大会に係る予選競技会において第1の(3)に規定する競技種目以外のものに出場するときは、「職務に専念する義務の免除手続について（例規通達）」（平成7年4月1日付け山口警務第508号）に規定する手続にしたがい取り扱うこととする。
- 4 所属長は、2に掲げる競技会又は3に掲げる国民スポーツ大会に職員が参加するときは、災害に備え、傷害保険に加入するよう指導しなければならない。